

管工事入札参加登録業者の皆様へ

青森市企業局水道部発注の 配水管等布設工事に従事する配管技士の資格要件について

皆様方には、日頃から本市の水道事業推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

水道部では、災害に強い水道の確立を目指し配水管等の耐震化に計画的に取り組んでおり、配水管等の新設・布設替えにおいて平成 18 年度から、耐震管（NS・GX 形）を採用しております。

これまで、耐震管の適切な施工の観点等から、配管作業に従事する配管技士の資格要件について、特記仕様書で条件を付してきたところでありますが、要件を明確化することとし、今後、一定期間の経過措置を設け、平成 30 年 1 月 1 日以降公告（指名競争入札においては指名通知）する工事において、下記のとおり配管技士の資格要件を変更することとします。

つきましては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）」の受注者の責務として公共工事の適切な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者の育成及び確保に努めなければならないとされていることを踏まえ、技術者の資格取得等、育成にご配慮くださるようお願いいたします。

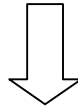
記

◎平成 28 年 4 月 1 日以降の資格要件

- (1) 配管作業（継手接合を含む。）に従事する技術者（以下「配管技士」という。）は、受注者が恒常的に雇用する者（3ヵ月以上雇用する者）を 1 名以上配置するものとする。
- (2) 配管技士は、日本水道協会の配水管技能登録者又は、それと同等以上の技能を有する者とする。なお、同等以上の技能を有する者とは、旧 1 級配管技士（日本水道協

会)、ダクタイトイル鉄管技術講習会修了者（日本ダクタイトイル鉄管協会）、配管実務経験者（請け負った工事と同等の工事を経験し、その内容を受注者が証明できる者）をいう。

- (3) 耐震管布設工事の場合は、(2) に規定する技能登録者であっても講習内容に耐震継手が含まれない者や、旧 1 級配管技士及び配管実務経験者でも耐震継手管の配管経験がない者は、布設前に耐震管メーカーの講習会を受講するものとする。
- (4) 配管作業中は、配管技士であることを識別できるものを着用しなければならない。



◎平成30年1月1日以降の資格要件（予定）

- (1) 配管作業（継手接合を含む。）に従事する技術者（以下「配管技士」という。）は、受注者が恒常的に雇用する者（3ヵ月以上雇用する者）を1名以上配置するものとする。
- (2) 配管技士は、日本水道協会の配水管技能登録者であること。
- (3) 配管作業中は、配管技士であることを識別できるものを着用しなければならない。

対 象 工 事	必 要 資 格
一般配管工事 (DIP (K・A形)、PP等の一般継手)	社団法人 日本水道協会 配水管技能登録者（一般継手）
耐震管工事（φ450mm 以下） (DIP (GX・NS形) 等の耐震継手)	社団法人 日本水道協会 配水管技能登録者（耐震継手）
大口径管工事（φ500mm 以上の耐震継手等） (DIP (NS・S・KF形) 等)	社団法人 日本水道協会 配水管技能登録者（大口径）

※ 資格の確認には、次の登録証写しが必要になります。

第 000-00-00000 号

配水管技能者登録証

氏 名 ○ ○ ○ ○

生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日生

上記の者は、本会の下記種別の技能者
名簿に登録したことを証明します。

種 別	取得日	備考
一 般 継 手	H18.○○.○○	
耐 震 継 手	H18.○○.○○	
大 口 径	H20.○○.○○	
合 成 管		

写真

登録日 平成○○年○月○○日

有効期限 平成○○年○月○○日

社団法人 日本水道協会 印

※ 配水管技能登録者に関わる講習会等の詳細については、社団法人 日本水道協会のホームページで確認するか、同協会に問い合わせ願います。

社団法人 日本水道協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番 9 号

TEL : 03-3264-2496 FAX : 03-3264-2237

ホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/haikan/>)

問い合わせ：青森市企業局水道部整備課

TEL 777-4258 FAX 732-7210

青森市企業局水道部発注の

配水管等布設工事に従事する配管技士の資格要件について Q & A

Q 1 : 水道部が発注する配水管等布設工事に配置する配管技士は、どのような資格が必要でしょうか？

A 1 :

- ・ 一般配管（D I P（K・A形）、P P等の一般継手）工事を受注するには、(社)日本水道協会の配水管技能者登録証（一般継手）を所有する配管技士が必要です。
- ・ 耐震管（φ450mm以下のD I P-G X、N S形等の耐震継手）工事を受注するには、(社)日本水道協会の配水管技能者登録証（耐震継手）を所有する配管技士が必要です。
- ・ 大口径管（φ500mm以上のD I P-N S、S、K F形等の耐震継手）工事を受注するには、(社)日本水道協会の配水管技能者登録証（大口径）を所有する配管技士が必要です。

Q 2 : 配管技士の資格取得はどのようにして行うのですか？

A 2 : (社)日本水道協会の配水管工技能講習会を受講し、登録することになります。
詳しくは、(社)日本水道協会のホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/haikan/>)
を参照してください。

Q 3 : 配水管等布設工事における配管技士の上記**A 1**に示す資格の義務付けは、いつから実施予定ですか？

A 3 : 平成30年1月から適用の予定です。それまでは、従前のとおりです。（特記仕様書に規定しているとおりです）

Q 4 : 配水管等布設工事を受注するには、配置する配管技士を元請負者が直接雇用する必要がありますか？

A 4 : 受注を希望する配水管等布設工事の種類（一般配管工事、耐震管工事、大口径管工事）に必要な配管技士を少なくとも1名は元請負者が恒常的（入札執行日以前に3か月以上の雇用）に直接雇用する者を配管作業主任者として配置していただきます。

Q 5 : 同等の工事の判断基準はありますか？

A 5 : 同等の工事とは、過去5年の間に国又は地方公共団体から元請として受注した、同管種（ダクタイル鋳鉄管又はPP管）の上水道工事をいいます。また、その工事に従事した配管技士の施工実績については、別会社での雇用期間分も認めますが、受注者がそのことを証明する必要があり、別紙1にて提出して下さい。

Q 6 : 配管技士と現場代理人及び主任技術者との兼務は認められますか？

A 6 : 工事現場の運営・管理、下請負人の指導監督等、現場代理人等の業務に支障をきたすため、兼務は認められません。配管技士は据え付け接合等の配管作業に専念し、適切な施工に努めていただきます。但し、現場代理人と主任技術者を、それぞれ別の者を配置した場合は、配管技士と主任技術者の兼務を認めます。

Q 7 : 配管技士は、他の工事現場と重複して配置することが可能でしょうか？

A 7 : 主に管の芯だし、据え付け接合等の作業を、一人で同時に複数の現場を掛け持つことは不可能であるため、他の工事現場との重複配置はできません。
ただし、契約工期が重複しても、配管作業が重複しないことが明らかな場合は、配置することは可能です。

Q 8 : 配管技士に関する書類はいつ提出すればよいのでしょうか？

A 8 : 落札後、速やかに監督員に配水管技能者登録証の写しと、健康保険証の写し等の雇用を証明できる書類を提出して下さい。

問い合わせ先 : 青森市企業局水道部整備課 (TEL 017-777-4258)

工事实績報告書

青森市公営企業管理者 様

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

㊞

下記工事について履行したことを報告します。

配管技士氏名	発注者	工事名	工事場所	工事内容	開始月日	終了月日	請負金額	備考
〇〇〇	〇〇市水道部	〇〇〇〇工事	〇〇〇市地内	DIP-K形 φ100 L=500m	H24.4.1	H24.7.1	〇〇〇	(株)〇〇管工業
〇〇〇	〇〇市水道部	〇〇〇〇工事	〇〇〇市地内	DIP-NS形 φ150 L=350m	H25.4.1	H25.7.1	〇〇〇	
〇〇〇	〇〇市水道部	〇〇〇〇工事	〇〇〇市地内	DIP-GX形 φ150 L=350m	H26.4.1	H26.7.1	〇〇〇	

今回と受注者が違う場合は、その時の受注者名を記入する。